

総務常任委員会に付託されました事件について、審査した結果を御報告いたします。

#### 議案第135号 平成24年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

#### 議案第156号 指定管理者の指定について

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告申し上げます。

平成24年度岩国市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、歳入のうち市民税に関し、

委員中から、「個人市民税は当初予算では前年度より減額、今回の補正予算では増額となっているがどうか」との質疑があり、

当局から、「当初予算においては、給与所得等において減額となる要因を想定し、マイナス3%を見込んでいたが、調定においては、マイナス0.5%にとどまっていたため増額補正とした」との答弁がありました。

これを受けて委員中から「法人市民税についてはどうか」との質疑があり、

当局から、「当初予算においては、マイナス6.5%を見込んでいたが、本年4月以降の決算実績の状況によると、前年度比でプラス11%と見込まれるため増額補正した」との答弁がありました。

また、固定資産税及び都市計画税に関し、委員中から「固定資産税については、今年度評価替えが行われ、前年度より減額となったと理解しているが、合併前の旧町村においては、課税標準額の調整が行われたことにより、税額が年々高くなっているという声を聞くが、この状況はいつまで続くのか」との質疑があり、

当局から、「旧岩国市においては、土地評価額に対する税の負担水準が、上限である評価額の80%に近づいており、土地価格の下落に伴い税額も下がる状況であるが、旧町村においては、評価額が若干低かったため、負担水準に達していない地域がある。そのことから、もう数年は5%ずつ税額が上がっていくことも予想される」との答弁がありました。

これを受けて委員中から「平成28年度から、旧町村の一部地域の都市計画区域内では、税率が1.4%から1.6%になることもあり、納税者にきちんと説明が行き届くようにしてほしいが、どのような方法をとっているのか」との質疑があり、

当局から、「毎年度、納税通知書の送付の際、パンフレットをつくって同封しており、土地の複雑な税額計算についてできるだけわかりやすく周知に努めている。また、ホームページ等により周知を図ってまいりたい」との答弁を受け、

委員中から「都市計画税の課税に当たっては、混乱が生じないよう適切な措置をとっていただきたい」との意見が出されました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号 指定管理者の指定についての審査におきまして、

委員中から、指定管理の申請者である財団法人岩国市周東文化振興財団の寄附行為についての質疑があり、

当局より、法人の名称、事務所の所在地、資産に関する説明があり、目的については、「岩

国市内に 存する文化施設及び勤労者福祉施設並びに周辺施設を適切に管理・運営することにより、岩国市民及び勤労者の文化の向上、福祉の増進並びに地域社会の発展に寄与すること」という規定が定められているとの答弁がありました。

続いて委員中から「今、周東文化会館等で働いている財団の職員は、事務局長1名、職員2名、 臨時職員1名と、清掃業務のパート1名、交代制の夜間管理員2名がいると聞いたが、新たな会社が指定管理者となった場合、財団の職員の身分はどうなるのか。雇用をそのまま継続することはないのか」との質疑があり、

当局より、「指定管理業務の仕様書には、施設管理を円滑に行うため、現在施設に勤務する職員について雇用継続の希望がある場合は、最大限の配慮を行うこととしている」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。  
以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。